

令和2年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R2.6.30	R2.7.3	(1) 移転先部屋決め抽選会ご案内（6月11日）(2) 移転先希望順位付け表（6月11日）(3) 移転先詳細資料 その他（6月11日）(4) 矢川北アパート自治会（国立富士見台四丁目アパート自治会）役員の皆様（5）矢川北アパート11、15～18号棟居住者の皆様 国立富士見台四丁目アパートへの先行移転に関する意向調査の実施について（5月21日）(6) 矢川北アパート11、15～18号棟居住者の皆様へ 移転説明会の資料について（6月29日）(7) 部屋決め抽選会及び今後の予定等について（5月13日）(8) 部屋決め抽選会（戻り入居対象者）及び今後の予定等について（5月13日）(9) 東中神アパート移転対象者の皆様へ 移転先住宅の使用許可日（予定）及び入居手続書類の提出日時について（6月10日）(10) 田柄二丁目アパート自治会役員の皆様 建替えによる移転日程の変更について（6月16日）(11) 田柄二丁目アパート2、3、4号棟居住者の皆様へ 建替えによる移転日程の変更について（6月24日）	162	1													—	住宅政策本部西部住宅建設事務所管理課
2	R2.5.11	R2.7.10	〇〇丁目第〇〇AP2019年度高木剪定費用の開示。（他住宅と一括で行われていれば一括部分の費用開示。）					1										東京都は、各都営住宅の高木剪定工事を直接発注しておらず、当該請求に係る公文書を実施機関では作成及び取得していないため、存在しない。	住宅政策本部都営住宅経営部住宅整備課
3	R2.7.16	R2.7.17	(1) 抽選会の開催について（ご案内）（7月3日）(2) 移転料の分割（一部前払い）について（7月3日）(3) 部屋決め抽選会後のスケジュールについて（7月3日）(4) 村山6ブロック部屋決め抽選会配布資料（7月10日）(5) 矢川北アパート自治会（国立富士見台四丁目アパート自治会）役員の皆様（6月23日）(6) 矢川北アパート11、15～18号棟居住者の皆様へ 移転説明会の資料について（6月29日）(7) 田柄二丁目アパート自治会役員の皆様 建替えによる移転日程の変更について（6月16日）(8) 田柄二丁目アパート2、3、4号棟居住者の皆様へ 建替えによる移転日程の変更について（6月24日）(9) 野毛アパート旧1～5号棟から団地外へ仮移転中の皆様 戻り入居に関する意向調査について（7月10日）	90	1													—	住宅政策本部西部住宅建設事務所管理課
4	R2.7.16	R2.7.22	(1)西保木間二丁目アパート 移転についてのお知らせ、移転説明資料（西保木間二丁目アパート1・2・7号棟） 移転先住宅関係資料 西保木間二丁目アパート（1・2・7号棟）、Q&A、西保木間二丁目アパート3号棟の見学会のお知らせ、西保木間二丁目アパートへの戻り移転について、移転先住宅関係資料 西保木間二丁目アパート（仮移転中の世帯向け）、西保木間二丁目アパート3号棟の見学会のお知らせ、戻り移転に際しての注意事項、戻り移転意向調査票 (2)前野町六丁目アパートの移転について (3)鹿浜五丁目アパート 移転先住宅の部屋決め抽選会及び今後の予定等のお知らせ（重要）、部屋決め抽選会開催のお知らせ (4)平井一丁目アパート旧3・4号棟から仮移転中の皆様へ 入居手続書類の提出について、平井一丁目アパート1・2号棟にお住いの皆様へ 入居手続書類の提出について、平井一丁目アパート旧3・4号棟から仮移転中の皆様へ 使用許可日のお知らせ、平井一丁目アパート旧3・4号棟から1号棟に仮移転中の皆様へ 使用許可日のお知らせ、平井一丁目アパート1・2号棟にお住いの皆様へ 使用許可日のお知らせ	65	1													—	住宅政策本部東部住宅建設事務所折衝課
5	R2.7.14	R2.7.28	東京都知事免許宅地建物取引業者リスト（令和2年7月14日現在）	※	1													—	住宅政策本部住宅企画部不動産課

令和2年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
6	R2. 7. 27	R2. 7. 31	(1) 東京都知事 (○) 第〇〇号 〇〇株式会社に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 ア 平成28年1月26日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書 イ 平成28年11月7日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 ウ 平成29年12月19日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (2) 東京都知事 (○) 第〇〇号 株式会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 ア 平成31年2月13日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書 イ 令和元年10月3日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	85		1												(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部住宅企画部不動産業課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。